

邑楽町ホームページ広告掲載取り扱い基準

(目的)

- 1 邑楽町ホームページに、民間事業者等の広告を掲載するにあたり、その広告表現について、邑楽町有料広告掲載要綱及び邑楽町有料広告掲載基準に規定する事項のほか、必要な事項を定める。

(広告掲載位置)

- 2 広告掲載位置は、邑楽町ホームページのトップページに掲載する。

(広告掲載枠数)

- 3 広告の掲載枠数は概ね 6 枠とする。

(広告の募集)

- 4 広告の募集は、必要に応じて邑楽町ホームページ等で行う。

(規格及び広告料等)

- 5 広告の規格、広告料及び掲載切り替え時期は次のとおりとする。

(1) 大きさは、横 150 ピクセル×縦 50 ピクセルとする。

(2) ファイル容量は 10 キロバイト以内とする。

(3) ファイル形式は G I F 画像又は J P E G 画像とする。

(4) アニメーション G I F は不可とする。

(5) 広告料は、1 枠 1 ヶ月 5,000 円とする。ただし、1 回の申込みで 3 月以上申し込んだ場合、下表のとおり割引制度を適用する。

3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
14,250	19,000	23,750	27,000	31,500	36,000	38,250	42,500	46,750	48,000
5%			10%			15%			20%

(6) 掲載の切り替えは月の初めの執務日とする。

(掲載順序)

- 6 掲載枠数を上回る申し込みがあったときは、邑楽町有料広告掲載要綱に定める優先順位により決定し、同一順位の場合には、抽選により決定する。

(禁止表現)

- 7 次の表現を含んだ広告は禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（入力ができるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢がでるもの）
- (6) アニメーションG I Fなどの、動的な効果のあるもの

（色調）

- 8 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

（解像度）

- 9 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

（免責事項）

- 10 システムの保守、火災、停電、自然災害、ウィルスや第三者の妨害行為等の不可抗力によって配信サービスが停止したことに起因して利用者に生じた損害については、町は責任を負わないものとする。

附 則

この基準は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 24 年 3 月 13 日から施行する。

この基準は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。